

※本内容は、2022年1月11日（火）チェックイン分から適用となります。

1. 概要

「ワクチン・検査パッケージ」とは、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を確認することであり、本キャンペーンの利用条件の一つとして運用します。なお、本マニュアルでいう「ワクチン」とは日本で薬事承認されている新型コロナウイルスに対するものをいい、「検査」とは新型コロナウイルスに関するPCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査をいいます。

参考：「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>

2. キャンペーン登録時の注意事項

●キャンペーン利用時における「旅行情報登録」の際に、以下の内容についてご同意ください。

- ・「あいち旅eマネーキャンペーン」の適用にはワクチンを接種済であること（2回接種し、かつ、2回目接種から14日以上経っていること）又は宿泊開始日において有効な検査(※注1)結果が陰性であることが条件であること。
- ・キャンペーン登録時（旅行情報登録時）に、当日チェックイン時にワクチン接種歴又は陰性の検査結果を提示し確認する（ワクチン・検査パッケージ）為の提示する書類をシステム上で選択し、事前申請すること。
- ・旅行当日宿泊施設チェックインの際に、予防接種済証等又は検査結果通知書を宿泊施設に提示すること。
※予防接種済証等は撮影した画像や写し等でも可（本項後段に例あり）
※電子的なワクチン接種証明書でも可
- ・ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があることを認識し、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあることを認識し、基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

(※注1)検査は、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査をいう。

3. 宿泊開始日当日の注意事項

- ・チェックイン時に、本人確認書と併せて予防接種済証等又は検査結果通知書の提示を行ってください。（予防接種済証等を撮影した画像や写し等でも可）
- ・チェックイン時にワクチン・検査パッケージの条件を満たさない場合（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン2回目接種から14日を経過していない場合等）には、宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合には、チェックイン当日であっても、これらの検査を受け、陰性の検査結果を収受した上で、宿泊施設に提示することも可能です。（この手続きは、チェックイン当日に限り可能とします）
- ・上記のいずれの手段も取れない場合には、あいち旅eマネーキャンペーンの適用を受けることが出来ません（後日の提出は認められません）。
 - ・当日（もしくは旅行出発前に）上記の事象が発生したことにより、旅行者様と宿泊施設様（もしくは旅行業者様）との間にて取消料やプラン変更等に伴う宿泊（旅行）代金等の変更等が発生した場合、その取消料（もしくは宿泊（旅行）代金の変更）は、お客様と宿泊施設様（もしくは旅行業社様）との契約の定めに基づくものとし、あいち旅eマネーキャンペーン事務局から、取消料および差額料金等を補填することはありません。

A: 予防接種済証等を提示する場合

- 1) 居住地が確認できる「本人確認書」（注2）
- 2) 予防接種済証等（本ページ後段に例あり）
 - ・2回目の接種年月日（2回目の接種日から14日以上経過していることを明示）
 - ・（予防接種済証及び接種記録書の場合のみ）ワクチンのシール（2回分のシールが貼られていることを確認）
 - ・予防接種済証等を撮影した画像や写し等でも可
 - ・電子的なワクチン接種証明書でも可

B: 検査結果通知書を提示する場合

- 1) 居住地が確認できる「本人確認書」（注2）
- 2) 検査結果通知書（陰性であることを確認）（本ページ後段に例あり）
 - ・有効期限（※注3）
（宿泊開始日において有効期限を過ぎていないことを確認。）
 - ・検査方法（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査のいずれかであることを確認）
 - ・その他以下の記載が必要
①受検者氏名、②検査結果、③検査所名、④検体採取日、⑤検査管理者氏名

※注2：本人確認書は本ホームページの「旅行者よくあるお知らせ」の「チェックイン時」を参照ください。

※注3：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

4. その他留意点

- ・複数人の参加者の一部（同行者）がワクチン・検査パッケージの条件を満たさない場合には、当該の同行者のみ、キャンペーン適用不可となります。
- ・旅行代表者（旅行情報登録者）本人が、条件を満たさず、キャンペーン適用不可となった場合には、条件を満たす他の参加者が、新たに「旅行情報登録」を行う等の対応が必要となります。
（この場合でも、ワクチン・検査パッケージの条件を満たさない参加者はキャンペーン適用対象外となります）
- ・ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があることに留意してください。そのため、ワクチン接種歴や検査結果の活用にあっても、基本的な感染防止策（三つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、二酸化炭素濃度測定器（CO2センサー）などを活用した換気の徹底等）を、引き続き徹底してください。
- ・12歳未満の者については親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。
※ただし、自粛要請の対象となる場合（まん延防止重点区域に係る県またぎ移動等が該当）にあつては6歳以上12歳未満は検査必要です。
※今後、感染拡大等を理由として、変更となる場合があります。
- ・検査結果通知書については検査機関毎に様式が異なりますが、確認が必要な項目は変わりません。
- ・宿泊施設チェックインまでに予防接種済証等又は検査結果通知書を宿泊施設に提示できない場合、後日の提出は認められず、キャンペーンは適用されません。またこれにより、旅行者様と宿泊施設様（もしくは旅行業者様）との間にて取消料やプラン変更等に伴う宿泊（旅行）代金等の変更等が発生した場合、その取消料（もしくは宿泊（旅行）代金の変更）は、お客様と宿泊施設様（もしくは旅行業社様）との契約の定めに基づくものとし、あいち旅eマネーキャンペーン事務局から、取消料および差額料金等を補填することはありません。

※次ページに続きます。

4. その他留意点

・愛知県知事が、地域の感染状況により、国と協議の上、通常のワクチン・検査パッケージ適用範囲（制度要綱3.（1）下記URL参照）と異なる取扱いをすることとした場合及び、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等において、政府・都道府県の判断で、強い行動制限を要請した場合には、これに従うものとします。

・旅行連絡会（旅行関係業界の業界団体等で構成）が策定した「新しい旅のエチケット（11月19日改定）」に沿った旅行を心掛けてください。

参考

「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」

（令和3年 11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf

「新しい旅のエチケット（11月19日改定）」はこちらをご参照ください。
https://www.mlit.go.jp/kankocho/traveletiquette/index.html?gclid=EAlaQobChMIj_2S0LHs9AIVSciWBR2C2QvrEAAYASAAEgKHDfD_BwE

5. 接種済証について

<予防接種済証の場合>

接種券			予約のみ			新型コロナウイルスワクチン Certificate of Vaccination									
券種	2	ワクチン接種	1	回目	券種	1	予約のみ	1	回目	1回目	接種年月日	2021年	月	日	接種場所
請求先	〇〇県〇〇市		123456		請求先	〇〇県〇〇市		123456		接種年月日	2021年	月	日	接種場所	接種場所
券番号	1234567890				券番号	1234567890				接種年月日	2021年	月	日	接種場所	接種場所
氏名	厚生 太郎				氏名	厚生 太郎				接種年月日	2021年	月	日	接種場所	接種場所
OCRライン (18桁)			OCRライン (18桁)			OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)		接種年月日	2021年	月	日	接種場所	接種場所
券種	2	ワクチン接種	2	回目	券種	1	予約のみ	2	回目	2回目	接種年月日	2021年	月	日	接種場所
請求先	〇〇県〇〇市		123456		請求先	〇〇県〇〇市		123456		接種年月日	2021年	月	日	接種場所	接種場所
券番号	1234567890				券番号	1234567890				接種年月日	2021年	月	日	接種場所	接種場所
氏名	厚生 太郎				氏名	厚生 太郎				接種年月日	2021年	月	日	接種場所	接種場所
OCRライン (18桁)			OCRライン (18桁)			OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)		接種年月日	2021年	月	日	接種場所	接種場所

接種を受ける方へ

- シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。
- 右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

2回分シールが貼られているか確認。
2回目以降14日経過しているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

<接種記録書の場合>

新型コロナウイルスワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1回目 接種年月日</td> <td style="width: 30%;">2021年</td> <td style="width: 50%;">接種年月日</td> </tr> <tr> <td>接種場所</td> <td></td> <td>接種場所</td> </tr> </table>	1回目 接種年月日	2021年	接種年月日	接種場所		接種場所	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">2回目 接種年月日</td> <td style="width: 30%;">2021年</td> <td style="width: 50%;">接種年月日</td> </tr> <tr> <td>接種場所</td> <td></td> <td>接種場所</td> </tr> </table>	2回目 接種年月日	2021年	接種年月日	接種場所		接種場所
1回目 接種年月日	2021年	接種年月日											
接種場所		接種場所											
2回目 接種年月日	2021年	接種年月日											
接種場所		接種場所											

氏名 : _____

住所 : _____

生年月日: _____年 _____月 _____日


新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた医療従事者等の方へ

- 上記の接種記録書は、2回目の接種でもシールを貼付しますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間が必要な場合があります。)
- 後日、市町村から郵送される接種券は、使用しないでください。
- 2回目の接種時に、「接種券付き予約票」と「接種記録書」をご持参ください。

新型コロナウイルスワクチンに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
⇒ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
⇒ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナウイルスワクチンの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



2回分シールが貼られているか確認。
2回目以降14日経過しているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

6. 接種済証について

<接種証明書の場合>

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
姓(旧姓) (別姓) 名(別名) [Surname (Former surname) (Alternative surname) Given name (Alternative given name)]	
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)	
国籍・地域 [Nationality/Region]	
旅券番号 [Passport Number]	
<u>1回目接種 [First Dose]</u>	<u>2回目接種 [Second Dose]</u>
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]
証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明書ID [Certificate Identifier]	証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

運転免許証等により、本人のものか確認。

2回接種しているか、2回目以降14日経過しているか確認。

出典:厚生労働省ホームページ

7. 陰性証明について

<検査結果通知書の様式例>

検査結果通知書

- この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。
- 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。

陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)

検体採取日^{※1} 2021年〇月〇日

検査結果 陰性 ・ 陽性 ・ 判定不能

有効期限^{※2} 2021年〇月〇日

検査方法 PCR検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

検体 唾液 ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名 〇〇 〇〇

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
※2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

事業所名（又は検査所名） 〇〇 〇〇

検査管理者氏名 〇〇 〇〇

【陽性の場合】

医療機関を受診してください。

〇〇 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
電話番号 03-XXXXX-XXXX

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。